

国立大学法人東京医科歯科大学予算管理実施規則

〔平成16年4月1日〕
規則第240号

第1章 総則

（目的）

第1条 この実施規則は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（以下「会計規程」という。）第13条及び第59条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における予算編成、予算原案の作成、予算の執行等に係る手続きについて定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（予算の定義）

第2条 この実施規則が規定する予算は、事業年度における教育・研究・診療活動及びその他の活動の計画を明確に計数化したものであり、年度計画に記載される予算（以下「年度計画予算」という。）である。

（予算単位及び予算責任者）

第3条 会計規程第11条に定める予算単位とは、本学の予算の編成及び執行を行う単位である。

- 2 前項の予算単位及び会計規程第12条に定める予算責任者は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の予算単位を細分し、別表のとおり予算責任者の下に責任者を置くものとする。
- 4 予算責任者は、本学の中期目標を達成するよう、所掌する予算単位について、学長が決定・配分した予算の適正な執行に努めなければならない。

（予算管理責任者）

第4条 学長は、別表のとおり予算管理責任者を置き、予算事務に係る諸業務を処理させるものとする。

- 2 予算管理責任者は、予算事務に係る諸業務において、予算単位を総括するものとする。

第2章 予算編成

（予算編成）

第5条 学長は、予算の編成にあたり教育・研究・診療活動上の理念と方針とが予算計画に具体化されるよう考え方を示した方針（以下「予算編成方針」という。）を策定し、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経て、すみやかに予算管理責任者に通知しなければならない。

- 2 学長は、予算の編成にあたり、損益及び資金の状況を配慮しなければならない。

（予算単位の予算計画書）

第6条 予算管理責任者は、予算編成方針に基づき各予算単位の予算原案を作成し、予算

単位における事業の計画とともに予算計画書としてとりまとめ、学長に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第7条 学長は、前条の予算計画書に基づき本学の予算原案を作成し、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経て、当該事業年度開始前までに年度計画予算として決定しなければならない。

第3章 予算の配分

(年度計画予算の配分)

第8条 学長は、各予算単位の当該予算を予算管理責任者に配分するものとする。なお、学長は予算の配分を運営状況に応じて変更することができる。

- 2 予算管理責任者は前項の配分を受けた後、すみやかに各予算責任者に配分しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合には、この限りでない。
- 3 予算責任者は、責任者に予算を配分することによって、予算執行の責任と権限を委譲したものとみなす。
- 4 学長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

(追加配分)

第9条 予算管理責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときには、学長に申請し、追加配分を求めることができる。

- 2 学長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときには、予算管理責任者に対してすみやかに配分するものとする。
- 3 予算管理責任者は前項の追加配分を受けた後、すみやかに該当する予算責任者に配分しなければならない。

第4章 予算の執行

(予算の執行)

第10条 予算責任者及び責任者は、配分された予算に基づき予算を執行するものとする。

- 2 予算責任者及び責任者は、配分された予算を超えて執行しようとするときは、別に定める手続によらなければならない。
- 3 予算責任者及び責任者は、帳簿によって執行状況を常に明らかにしなければならない。

(予算の流用)

第11条 予算責任者は、予算単위에配分された予算の総額の範囲内において、別に定める予算科目(以下「予算科目」という。)を超えて執行する必要が生じたときは、予算管理責任者に他の予算科目からの流用を申請しなければならない。

- 2 予算管理責任者は、前項に規定する流用申請に対して審査を行い、流用が認められる場合には、その旨を予算責任者に通知しなければならない。

第5章 予算の補正

(予算の補正)

第12条 学長は、必要と認めた場合には予算を補正し、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第13条 学長は、予算を繰り越すことができる。ただし、運営費交付金を財源とするものについては、中期目標の期間内に限るものとする。

2 前項により予算を繰り越すことができる場合とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 運営費交付金を財源とし、事前に学長より成果の進捗が客観的に把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合

(2) 契約を締結済みの調達において、本学の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合

(3) その他、他の法令等により認められる場合

3 前項第1号の成果の進捗が客観的に把握できる業務の指定方法等については別に定める。

第7章 予算執行結果の報告

(予算執行結果の報告)

第14条 予算管理責任者は、事業年度終了後、予算の執行結果をとりまとめて学長に提出しなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第15条 この実施規則の施行に関し必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月1日規則第30号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表中スチューデン

トセンターについては、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月9日規則第25号）

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月30日規則第41号）

この規則は、平成26年5月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月13日規則第146号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年5月21日規則第132号）

この規則は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月21日規則第58号）

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月23日規則第6号）

この規則は、平成31年1月23日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月11日規則第124号）

この規則は、令和2年11月11日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年1月29日規則第8号）

この規則は、令和3年1月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

予算管理責任者	事務局長
---------	------

予算単位	予算責任者	責任者
学長	学長	学長
医歯学総合研究科 医歯学専攻（医学系）	医歯学総合研究科医歯学専攻 （医学系）長	医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
医歯学総合研究科 医歯学専攻（歯学系）	医歯学総合研究科医歯学専攻 （歯学系）長	医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
医歯学総合研究科 生命理工医療科学 専攻	医歯学総合研究科生命理工 医療科学専攻長	医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
保健衛生学研究科	保健衛生学研究科長	保健衛生学研究科長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
医学部	医学部長	医学部長
歯学部	歯学部長	歯学部長
教養部	教養部長	教養部長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所長	生体材料工学研究所長
		各分野の長
		寄附金受入者

		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
難治疾患研究所	難治疾患研究所長	難治疾患研究所長
		各分野の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
医学部附属病院	医学部附属病院長	医学部附属病院長
		各診療科及び中央診療施設の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
歯学部附属病院	歯学部附属病院長	歯学部附属病院長
		各診療科及び中央診療施設の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
統合情報機構	統合情報機構長	統合情報機構長
		各部門の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
		IR 事務室長
学生支援・保健管理機構	学生支援・保健管理機構長	学生支援・保健管理機構長
		各センターの長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
統合研究機構	統合研究機構長	統合研究機構長
		各センターの長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
		事務長
スポーツサイエンス機構	スポーツサイエンス機構長	スポーツサイエンス機構長
		各センターの長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
統合教育機構	統合教育機構長	統合教育機構長
		各部門の長
		寄附金受入者

		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
統合国際機構	統合国際機構長	統合国際機構長
		各部門の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
高等研究院	高等研究院院長	高等研究院院長
		各部門の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
M & D データ科学センター	M & D データ科学センター長	M & D データ科学センター長
		各部門の長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者
職員健康管理室	職員健康管理室長	職員健康管理室長
環境安全管理室	環境安全管理室長	環境安全管理室長
広報部	広報部長	広報部長
募金室	募金室長	募金室長
事務局	事務局長	事務局長
		寄附金受入者
		課長
監査室	監査室長	監査室長
統合イノベーション推進機構	統合イノベーション推進機構長	統合イノベーション推進機構長
		各センターの長
		寄附金受入者
		受託研究等研究代表者
		受託事業等受託者